

令05原機（再）010
令和5年5月19日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

再処理施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、令和5年1月18日付け令04原機（再）074をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更認可申請について、別紙のとおり補正いたします。

補正の内容及び補正を必要とする理由

令和5年1月18日付け令04原機(再)074をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更認可申請書を以下のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別紙のうち、「2. 変更の理由」について、以下のとおり補正する。

該当箇所	補正前	補正後
別紙 2. 変更の理由	<p>(2) 個人線量計及び積算線量計に係る記載変更</p> <p>現在、個人被ばく線量及び環境測定に係る積算線量は、熱ルミネセンス線量計 (TLD) による測定を行っている。</p> <p>線量計の種類 (検出素子) は、使用済核燃料の再処理の事業に関する規則に要求はないが、個人被ばく線量は、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」(原子力規制庁)の一部改正(令和5年10月1日施行予定)を踏まえ、日本適合性認定協会 (JAB) の認定を受けた外部機関に委託して測定を行う予定である。積算線量は、現在運用中の TLD の生産終了 (令和元年) 及びその保守終了 (令和8年) のため、外部機関への委託等により測定を行う予定である。</p> <p>このため、外部に委託する場合、委託先により認定を受けた線量計の種類が異なることから、TLD 以外の線量計も使用できるよう、線量計の種類 (検出素子) を特定しない記載に変更する。</p>	<p>(2) 個人線量計及び積算線量計に係る記載変更</p> <p>現在、個人被ばく線量及び環境測定に係る積算線量は、熱ルミネセンス線量計 (TLD) による測定を行っている。</p> <p>線量計の種類 (検出素子) は、使用済核燃料の再処理の事業に関する規則に要求はないが、個人被ばく線量は、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」(原子力規制庁)の一部改正(令和5年10月1日施行予定)を踏まえ、日本適合性認定協会 (JAB) の認定を受けた外部機関に委託して測定を行う予定である。積算線量は、現在運用中の TLD の生産終了 (令和元年) 及びその保守終了 (令和8年) のため、外部機関への委託等により測定を行う予定である。</p> <p>このため、外部に委託する場合、委託先により認定を受けた線量計の種類が異なることから、TLD 以外の線量計も使用できるよう、線量計の種類 (検出素子) を特定しない記載に変更する。</p> <p><u>なお、外部委託先の力量及び線量計の性能等については、技術要件を下部規定に定め、再処理施設品質マネジメントシステムに基づく調達管理プロセスにより現状の TLD による所内測定と同等又は同等以上の品質を確保する。</u></p>

2. 補正を必要とする理由

個人線量計及び積算線量計に係る記載変更に関して、外部委託先の力量及び線量計の性能等が現状と同等又は同等以上の品質を確保する旨を明確化するため。

以上